

## 年次報告にあたって

男性も女性も一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、三重県が目指している「県民の皆さんが主役となって、それぞれの思いをもとに、主体的に自らの住む地域をつくっていくことのできる『地域主権の社会』」の基礎となるものです。

三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、14年には、具体的な施策の方向性を明らかにする「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。17年4月からは「第二次実施計画（計画期間：平成17年度～18年度）」をスタートさせ、男女共同参画社会の実現に向け、一層の取組を進めているところです。

この年次報告は、基本計画に基づく平成17年度における男女共同参画施策の実施状況について、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

このなかでは、三重県男女共同参画審議会が外部的な視点で実施された施策の評価と、83項目の提言及び重点事項に関する提言をあわせて掲載しています。

県では、こうした審議会の提言や県民の皆さんのご意見等をふまえながら、様々な社会情勢の変化等に対応し、新たな課題や今後の基本的な方向性を明らかにするため、現在基本計画の見直しを進めています。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ各種団体や事業者の皆さん、市町等が、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進されることを期待しています。

平成18年9月

三重県知事 野呂昭彦